

中小企業向け貸倒保証制度

ご加入のおすすめ

その1 安心の法人会専用制度！

○個人事業主を含む全て^(注1)の取引先を対象とします。^(注2)

(注1) 海外所在企業、貴社関連会社、既に履行遅滞が発生している取引先等は除きます。

詳細は、パンフレット中面「2. 保険の対象」をご確認ください。

(注2) 保険の対象となる取引先毎にお支払いする保険金の上限額である支払限度額を設定します。

○保険の対象とした取引先に対して200万円以上^(注3)の支払限度額を設定できます。

(注3) 貴社の売上債権残高が200万円に満たない取引先については、売上債権残高を支払限度額（10万単位で切り上げ）とします。

また、ご加入内容の変更（保険の対象とする取引先の追加、支払限度額の増額）時は、設定できる支払限度額が上記と異なりますのでご注意ください。

詳しくは、パンフレット中面「4. ご加入プラン」をご確認ください。

その2 本制度採用のメリット！

- キャッシュフローの安定化
- 新規取引の積極展開
- 貸倒損失の平準化（決算の安定化）
- バランスシートの早期健全化
- 対外信用力の向上

法人会会員企業の皆様向け専用の加入プランをご用意いたしましたのでご利用賜りますようよろしくお願い申し上げます。



■保険期間 平成21年8月1日(土)～平成22年7月31日(土)

【保険期間開始後も補償開始日を毎月1日として随時申し込み(中途加入)ができます】

毎月15日までに申込みならびに保険料払い込みをいただいた場合の保険期間は、翌月1日～平成22年7月31日となります。

なお、その場合の保険料は、保険期間の月数に合わせた保険料となります。

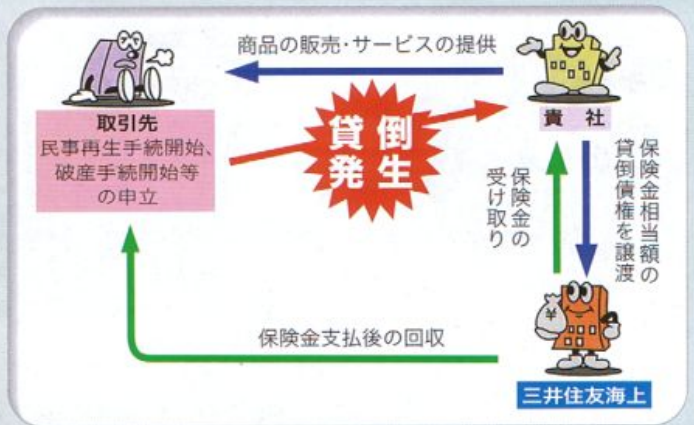
1 中小企業向け貸倒保証制度 (取引信用保険) とは・・・

(1) この保険は、貴社取引先の法的な倒産、もしくは履行遅滞の発生(注)等により売上債権が回収できなくなった場合、貴社が被る損害の一定部分をカバーする保険です。

(注)履行遅滞が発生してから3ヶ月経過後に、引受保険会社が「回収(履行)見込みなし」と判断した場合に保険金をお支払いします。

(2) この保険は、本法人会連合会が保険契約者となる団体契約であり、この保険にご加入いただくには、本法人会連合会傘下の法人会の会員であることが条件となります。

法的な倒産・履行遅滞の発生



2 保険の対象・・・

(1) 保険の対象となる契約について

- ① 保険の対象にできる契約の種類は「継続的な売買契約(注)」です。「継続的な売買契約」以外の契約については、代理店または引受保険会社にご照会ください。
 - ② 継続性のないスポット契約ならびに以下の契約は保険の対象とすることはできません。
 - ・ 賃貸借契約 (契約期間が1年以上であるもの) ・ 融資契約 ・ (債務) 保証契約 ・ フランチャイズ契約 ・ リース契約
 - ・ 有価証券、手形小切手、先物、不動産の売買契約 ・ 代金決済期間が180日を超える契約 ・ 割賦販売契約 ・ 請負契約
- (注) 継続的な売買契約：継続的に生じる売買取引の基本的な条件(決済条件など)を事前に約定した売買契約

(2) 保険の対象となる取引先について

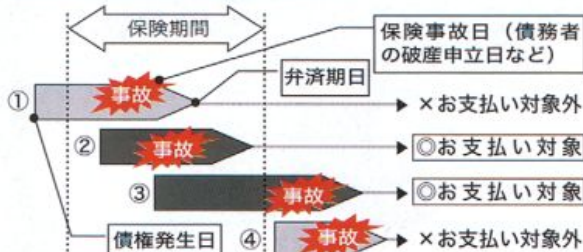
- ① 原則、保険の対象とした契約を締結している「全ての取引先」を対象とします。保険の対象とする取引先が10社以上となる場合に限り、以下の【客観的な基準】のいずれかにより保険の対象とする取引先を限定することができます。
 - 【客観的な基準】 A.債権残高(売上高) ○○百万円以上 B.債権残高(売上高) △△百万円以下
 - C.債権残高(売上高) □□百万円以上 ▲▲百万円以下 D.事業部単位の全取引先またはA～Cに該当するもの
- ② 任意に選定した取引先を保険の対象とすることはできません。
- ③ 既に履行遅滞が発生している取引先を保険の対象とすることはできません。
- ④ 海外所在企業、官公庁・地方自治体、貴社の関連会社(親会社・子会社)、倒産歴のある取引先を保険の対象とすることはできません。
- ⑤ 取引先が個人事業主の場合も保険の対象となります。
- ⑥ 保険期間開始後も、新規取引先を保険の対象に追加することができます。条件につきましては、「6.ご加入後のご加入内容変更手続き」をご参照ください。

(3) 保険の対象となる債権について

保険の対象とした取引先に対して保険期間中に発生した売上債権(売掛金・受取手形(注))を保険の対象とします。

(注) 受取手形の場合は、売掛金が保険期間中に発生している場合にお支払いの対象となります。

保険の対象となる債権の範囲



- ケース①：保険事故日は保険期間中ですが債権発生日が保険始期日より前のため、お支払い対象外です。
※継続してご加入の場合、継続前のご加入で支払限度額を設定していた取引先は、継続前のご加入でお支払いの対象となります。
- ケース②：債権発生日が保険期間中のため、お支払いの対象となります。
- ケース③：保険事故日は保険満期日より後ですが、債権発生日が保険期間中のため、お支払いの対象となります。
- ケース④：債権発生日が保険満期日より後のため、お支払い対象外です。

(4) 履行遅滞発生先の取扱について

保険期間中に履行遅滞が発生(注)した取引先で、履行遅滞が発生してから1ヶ月を経過しても履行遅滞が継続している場合(手形ジャンプを含みます)は、履行遅滞が発生してから1ヶ月経過後に発生した新たな債権は保険の対象となりませんのでご注意ください。

(注) 債務の一部のみが履行された場合でも履行遅滞が発生したことになりますのでご注意ください。

3 保険料お見積りまでの流れ・・・

(1) 保険の対象とする取引先の選定基準を決定します。

- ① 保険の対象とする取引先は、原則、保険の対象となる契約を締結している「全ての取引先」です。保険の対象とする取引先が10社以上となる場合に限り、売上債権残高（もしくは売上高）を基準として、取引先の一部のみを対象とすることもできます。ただし、保険の対象とする取引先は、保険の対象となる債権【ご参照：2.保険の対象（3）】がある取引先となります。
- ② 決定した取引先を「法人会取引信用保険・見積作成依頼書 兼 告知書」【ご参照：5.保険料お見積り例 中段の表】にご記入のうえ、引受保険会社もしくは代理店にご提出いただきます。

(2) 取引先毎の支払限度額（＝「お引受条件」）を決定します。

- ① 引受保険会社が取引先の信用調査を行い、信用度合（区分1～4）に応じたプラン（A・B）別支払限度額を取引先毎に設定します。
- ② 支払限度額は、告知いただいた各取引先に対する「売上債権残高」【ご参照：5.保険料お見積り例 中段の表】と「信用度合に応じた支払限度額」【ご参照：4.ご加入プラン（法人会専用）】のいずれか小さい金額で設定します。
- ③ 保険期間中の総支払限度額（お支払いする保険金の上限額）は、加入時の払込保険料（中途加入の場合は年間保険料に換算した保険料）の20倍（1,000万円単位で切り上げ）または、取引先毎に設定した支払限度額の最大額のいずれか大きい金額となります。

(3) プラン（A、B）毎の保険料を決定いたします。

- ① プラン（A・B）別に取引先毎の支払限度額を合計したものに、それぞれの保険料率を乗じたものが年間保険料となります。
- ② 保険料の払込方法は、一時払のみとなります。

4 ご加入プラン（法人会専用）・・・

ご加入プランは、以下の2通りをご用意しています。なお、【ご加入時】【保険期間中の変更時】により支払限度額が異なりますのでご注意ください。

【ご加入時】

ご加入時に支払限度額を設定する場合は、ご加入プランと取引先の信用度合に応じた下表の金額または貴社の債権残高（10万円単位に切上げ）のいずれか小さい金額が上限となります。

【保険期間中の変更時】

保険期間中に、保険の対象となる取引先を追加して支払限度額を設定する場合や、既に設定している支払限度額を増額する場合は、ご加入プランと取引先の信用度合に応じた下表の金額または貴社の債権残高（10万円単位に切上げ）のいずれか小さい金額が上限となります。ご加入時に設定した支払限度額が下表の金額を超えている場合は、増額することはできません。

取引先の信用度合	プランA	プランB
区分1	15,000	2,000
区分2	10,000	2,000
区分3	5,000	2,000
区分4	2,000	2,000

取引先の信用度合	プランA	プランB
区分1	10,000	1,000
区分2	5,000	1,000
区分3	2,000	1,000
区分4	1,000	1,000

※支払限度額は、保険の対象となる取引先毎に設定します。

5 保険料のお見積り例・・・

【ご加入企業の例】 ■加入者業種：卸売業 ■売上高：560,000千円 ■売上債権残高総額：198,300千円 ■保険期間：1年間
 保険のお見積りにあたりご提出いただく基礎データは、【取引先名】【本社所在地】【年間売上高】【売上債権残高】【締後決済期間】【履行遅滞の有無】です。

●法人会取引信用保険・見積作成依頼書 兼 告知書●

取引先名	本社所在地 (番地まで記入)	年間売上高 (千円)	売上債権残高 (千円)	締後決済 期間(日)	履行遅滞 の有無
1 株C商事	東京都千代田区...	90,000	30,000	120	無
2 株D設計	大阪府大阪市...	40,000	12,500	90	無
3 E事業主	北海道札幌市...	38,000	10,000	150	無
4 F工業(株)	兵庫県神戸市...	38,000	10,000	90	無
5 G製作所(株)	愛知県名古屋...	35,000	10,000	120	無
6 H商事(株)	東京都渋谷区...	33,000	10,000	45	無
7 Iセンター(株)	東京都台東区...	30,000	10,000	60	無
8 J設計(有)	東京都大田区...	30,000	10,000	180	無
9 K商事(株)	北海道札幌市...	25,000	10,000	90	無
10 (有)L工業	千葉県千葉市...	25,000	10,000	60	無
11 M開発工業(有)	宮城県仙台市...	20,000	8,000	60	無
12 N製作所(株)	京都府京都市...	20,000	8,000	120	無
13 株O商事	東京都中野区...	15,000	8,000	90	無
14 P事業主	神奈川県横浜市...	15,000	7,500	60	無
15 Q工芸(株)	静岡県浜松市...	13,000	6,000	45	無
16 (有)R産業	東京都中央区...	12,000	5,000	180	無
17 株Sコーポレーション	神奈川県川崎市...	11,000	5,000	90	無
18 T産業開発(株)	東京都渋谷区...	10,000	4,000	120	無
19 U商事(有)	埼玉県蕨市...	10,000	4,000	90	無
20 V製作所	神奈川県相模原市...	10,000	4,000	60	無
21 W設計(有)	神奈川県藤沢市...	10,000	4,000	45	無
22 株X工業	東京都中央区...	10,000	4,000	60	無
23 (有)Y設計	東京都練馬区...	8,000	3,500	30	無
24 Z工業(株)	千葉県松戸市...	4,000	1,500	45	無
25 株AA商事	東京都中央区...	3,000	1,500	90	無
26 株AB工作所	東京都台東区...	2,500	1,000	45	無
27 AC事業主(株)	茨城県取手市...	1,500	500	180	無
28 AD開発(株)	埼玉県蕨市...	400	100	60	無
29 AE商事(有)	千葉県柏市...	300	100	90	無
30 株AF	東京都中央区...	300	100	30	無

●お引受条件●

信用度合 (区分)	プランA 支払限度額(千円)	プランB 支払限度額(千円)
1	15,000	2,000
1	12,500	2,000
1	10,000	2,000
1	10,000	2,000
1	10,000	2,000
1	10,000	2,000
2	10,000	2,000
3	5,000	2,000
4	2,000	2,000
4	2,000	2,000
1	8,000	2,000
2	8,000	2,000
3	5,000	2,000
4	2,000	2,000
4	2,000	2,000
1	5,000	2,000
2	5,000	2,000
3	4,000	2,000
4	2,000	2,000
4	2,000	2,000
4	2,000	2,000
4	2,000	2,000
4	1,500	1,500
4	1,500	1,500
1	1,000	1,000
2	500	500
3	100	100
4	100	100
4	100	100

●概算保険料【保険料の払込方法は「一時払」のみとなります】●

全取引先を 保険の対象 とする場合	ご加入プラン	プランA	プランB	売上債権残高1,500千円～ 8,000千円の取引先(15社) を保険の対象とする場合	ご加入プラン	プランA	プランB
	支払限度額の合計		140,300千円		50,800千円	支払限度額の合計	52,000千円
年間保険料(一時払)		約310万円	約140万円	年間保険料(一時払)	約120万円	約80万円	

※中途加入の場合は、保険期間の月数に合わせた保険料となります。上記概算保険料は、割増引がない場合の目安です。

6 ご加入後のご加入内容変更手続き・・・

ご加入後に、ご加入内容の変更が生じた場合の取扱条件は次のとおりです。

- (1) **新規取引先の追加・支払限度額の増額**：保険加入時点において決定した保険の対象とする取引先の選定基準（全取引先を保険の対象とするもしくは保険の対象を一部取引先に限定する）に合致していること。
- (2) **保険の対象とした取引先の削除**：継続的な売買契約を解除（取引停止）していること。
- (3) **支払限度額の減額**：保険期間中の減額はできません。

7 お支払いする保険金の算出方法・保険金お支払い例・・・

(1) お支払いする保険金の算出方法

お支払いする保険金（「保険期間中の総支払限度額」が保険期間中にお支払いする保険金の上限額となります）

(A) 正味損害額 × 縮小率 (95%) ⇐ いずれか小さい額 ⇒ 取引先毎に設定した支払限度額

(A) 正味損害額

= (B) 保険事故発生時において、貴社が取引先に対して有する未回収債権額（消費税は含みません）
+ (C) 保険事故日までの延滞利息（注1）

- 貴社が取引先に対して負 担する債務の額 × $\frac{(B) + (C)}{\text{債務者(取引先)に対して有する債権総額(注2)}}$

- 担保権行使により回収した額（回収費用控除後）

- (注1) 延滞利息は延滞発生日（支払期日の翌日）を起算日とし、保険事故日を終期として算出します。ただし、主契約の締結、規定の有無にかかわらず、その適用利率は、商法第514条の商事法定利率を上限とします。
- (注2) 貴社が取引先に対して有する債権総額とは、保険の対象とならない融資・保証などの債権も含めた総額のことをいいます。貴社が取引先に対して債務（相殺の対象となる債務）を負っていた場合には、保険の対象となる債権とならない債権で按分します。

上記の保険金以外に、引受保険会社は、普通保険約款に定められた保険事故発生後の下記義務に起因して被保険者が引受保険会社の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。

- ・ 損害の防止軽減義務
- ・ 債務者（取引先）または第三者（保証人を含みます）から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の行使または保全について必要な手続きを行う義務

(2) 保険金お支払い例

「取引先(有)R産業」（支払限度額5,000千円を設定）が破産した場合の支払保険金は、以下のとおりとなります。

【例1】 正味損害額が8,000千円であった場合

8,000千円 × 95% = 7,600千円 > 5,000千円 → 支払保険金：5,000千円

【例2】 正味損害額が4,000千円であった場合

4,000千円 × 95% = 3,800千円 < 5,000千円 → 支払保険金：3,800千円

↑ 売上債権残高 ↑ 縮小率

↑ 設定した支払限度額

8 ご加入後にご通知いただくこと・・・

ご加入後に以下の事実が発生した場合には、引受保険会社所定の書面により、代理店または引受保険会社にすみやかにその内容をご通知ください。

(1) 法的な倒産もしくは履行遅滞の発生

- ① 保険の対象とした取引先に、破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更改手続の開始もしくは特別清算の開始の申立があったとき。
- ② 保険の対象とした取引先が、取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 保険の対象とした取引先による「代金決済の履行遅滞」および「手形ジャンプ(注)」の事実、または申し出があった場合。
(注) 手形ジャンプとは、「既に振り出している手形」と「支払期日を延ばした新たな手形」を交換することです。

(2) 保険の対象とした取引先の変更

(吸収) 合併・営業権譲渡等、保険の対象とした取引先に変更があった場合。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

取引信用保険普通保険約款+特約条項

※この保険は、北海道法人会連合会が保険契約者となる団体契約です。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする主な場合は以下のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約条項でご確認ください。

1 次の各号のいずれかの場合において当該債務者（取引先）が債務を履行しないとき

- (1) 債務者（取引先）に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始もしくは特別清算の開始の申立があったとき
- (2) 債務者（取引先）が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) 債務者（取引先）の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたときまたは保全差押としての通知が発せられたとき
- (4) 債務者（取引先）の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたときまたは財産分離の請求がなされたとき
- (5) 債務者（取引先）がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1ヶ月間を経過しても当該債務者（取引先）の生存が確かめられないとき

2 債務者（取引先）が債務の弁済期日から起算して加入者証に記載された期間を経過しても当該債務を履行しない場合において引受保険会社が当該債務につき履行の見込がないと判断したとき

保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約条項でご確認ください。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- (3) 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- (4) 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- (5) 被保険者が未成年その他の無能力者と主契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた損害
- (6) 商品に瑕疵があったことによって生じた損害
- (7) 被保険者が、債務者（取引先）が普通保険約款に定める債務を履行していないことを知りながら、当該債務者（取引先）と締結した主契約について生じた損害
- (8) 被保険者が、債務者（取引先）が普通保険約款で定める保険事故の発生のいずれかに該当することを知りながら、当該債務者（取引先）と締結した主契約について生じた損害
- (9) 普通保険約款で定める債務の弁済期日から起算して1ヶ月を経過しても当該債務を履行しない債務者（取引先）に対して、この期間を経過した日の翌日以降に商品を引渡したことによって生じた損害

(3)保険期間

「中小企業向け貸倒保証制度（取引信用保険）」の保険期間は、保険始期日の午前0時から保険満期日の午後12時までの1年間です。また、実際にご加入いただくお客さまの保険期間につきましては、加入申込票にてご確認ください。

(4)ご契約金額（支払限度額等）

パンフレット中面「3.保険料お見積もりまでの流れ」および「4.ご加入プラン」記載の支払限度額および保険期間中の総支払限度額のとおりです。

(5)縮小率の設定

95%とします。

2.保険料

保険の対象とする取引先の業況、取引先毎に設定する支払限度額、過去の事故発生状況などによって異なります。

3.保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご加入時に保険料の全額を払い込む「一時払」のみとなります。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

「注意喚起情報のご説明」の「5.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

●ご加入に際してご加入申込人にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

1.ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

2.告知義務・通知義務

(1)ご加入時における注意事項（告知義務-加入申込票の記入上の注意事項）

ご加入の際は、加入申込票の記載内容を再度ご確認ください。ご加入申込人および被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に引受保険会社に重要な事項についてお申し出いただく義務（告知義務）があり、代理店には告知受領権があります（代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります）。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。

(2)ご加入後における留意事項（通知義務等）

ご加入後に次に掲げる事実が発生した場合には、すみやかに代理店または引受保険会社にその内容をご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた損害については保険金をお支払いできないことがあります。

- ①この保険契約と一部または全部について支払責任を同じくする保険契約（以下「重複保険契約」といいます。）を締結しようとするとき、または重複保険契約が他にあることを知ったとき。
- ②被保険者の合併、解散または被保険者に対する破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始もしくは特別清算の開始の申立を知ったとき。
- ③主契約の内容の変更を知ったとき。
- ④その他、保険金支払に重大な影響をおよぼすような行為または事実の発生を知ったとき。
- ⑤上記①から④のほか、加入者証または加入申込票記載事項に重要な変更を加えようとするとき、または重要な変更が生じたことを知ったとき。

3.補償の開始時期

補償は、保険期間の初日の午前0時に始まります。保険料は必ずご加入と同時に支払ってください。なお、保険期間が始まった後であっても代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合

「契約概要のご説明」の「1.(2) 保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

5.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退される場合は、代理店または引受保険会社にすみやかにご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間に対して、引受保険会社が算出した解約返れい金を返還させていただく場合があります。詳しくは代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

6.保険会社破綻時等の取扱（平成18年4月改正）

- (1) 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- (2) 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- (3) 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

その他のご説明

- このパンフレットは中小企業向け貸倒保証制度（取引信用保険）のあらましです。詳細については普通保険約款・特約条項等をご確認ください。なお、ご不明な点については、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。（この書面は、平成21年3月末日現在で確定している法令、普通保険約款・特約条項等に基づき記載しております。）

1.ご加入時にご注意いただきたいこと

- (1) 共同保険について
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- (2) 代理店の権限について
代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって代理店にお申込みいただいて有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

2.ご加入後にご注意いただきたいこと

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

3.個人情報の取扱について

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱を行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱について】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

詳細については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

ご連絡先・お問い合わせ先

事務管理代理店

引受保険会社

MSK 保険センター株式会社 北海道支社
〒060-8609 札幌市中央区北1条西7-1 三井住友海上札幌ビル
法人会棟担当
TEL：011-271-4737 FAX：011-280-5131

三井住友海上火災保険株式会社 札幌支店 法人営業第一課
〒060-8631 札幌市中央区北3条西2-6（札幌MTビル4階）
TEL：011-213-3301 FAX：011-231-8971

取扱代理店

契約者

社団法人 北海道法人会連合会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2（北海道経済センター）
TEL：011-251-3463 FAX：011-232-2906